

令和7年度第2回通常総会議事内容

奈良県国民健康保険団体連合会

1. 開催日時

令和8年2月25日(水) 10時30分～11時15分

2. 開催場所

奈良県市町村会館 8階大研修室

3. 総会の議事経過及びその結果

- (1) 会員総数42名のうち代理出席及び書面出席を含め41名の出席があり、定足数を満たしているため総会は成立した。
- (2) 松井理事長から挨拶があった。
 - 梅の花もほころび始め、日ごとに春の訪れが感じられる季節になってまいりました。そのような中、本日は令和7年度国保連合会の第2回総会を開催させていただいたところ、会員の皆様方におかれましては、年度末何かとお忙しい中、ご出席をいただきましたこと誠にありがとうございます。
 - さて、わたくしたち国民健康保険を取り巻く環境は、少子高齢化の進行や団塊の世代の後期高齢者への移行、被用者保険の適用拡大に伴う被保険者数の減少、さらには医療費の増嵩など、極めて厳しい状況にあります。このような状況の中で国においては、全世代型社会保障の構築に向けて、医療・介護保険制度の更なる改革が検討されており、あわせて医療DXの推進にも積極的に取り組まれているところであります。
 - また、奈良県においては、平成30年度から始まった県単位化によって、現在は、県が財政運営の責任主体として事業運営を担っており、大阪府とともに、全国に先駆けて、令和6年度から県内の保険料水準の統一化が図られたところであります。このような情勢を踏まえて本会におきましても、県ともしっかり連携をしながら、市町村事務の共同化や県域での医療費適正化に向けた取組みの充実を図ってまいりたいと考えております。
 - そして、令和3年の「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、支払基金と国保総合システムの審査領域に係る共同開発・共同利用への対応も進めてまいりたいと考えております。また、医療・介護分野におけるDXの推

進に関連して、事務局から後で説明があるかと思いますが、予防接種法の改正により、定期予防接種等の費用の支払事務を連合会が受託できるようになりました。これを受けて、関係団体との連携をさらに強化し、保険者等の業務支援に一層努めてまいりたい、そのように考えております。

- 連合会業務は、国の政策や様々な制度改正等について、迅速かつ的確な対応が求められております。今後も保険者の共同体としての使命達成のため、更に県・市町村等と連携を深めて、事業の拡大・強化を図りながら、より一層信頼される国保連合会を目指してまいりたいとそのように考えております。会員の皆様におかれましても、引き続きご支援とご指導、よろしくお願い申し上げます。
- 結びになりましたが、本日の総会では、報告事項、補正予算、そして令和8年度の事業計画および予算などの案件等についてご審議をいただくこととなっております。最後までのご審議・ご協議のほどよろしくお願いを申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

(3) 司会者から慣例により、事務局から推薦する方法により議長を選出することを提案し、同意を得て事務局案のとおり松井理事長が議長に選任された。

(4) 議案及びその審議状況は次のとおりであった。

①議案

<報告事項>

- ・報第7号 奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部改正について
- ・報第8号 奈良県国民健康保険団体連合会保険者レセプト管理業務規程の一部改正について
- ・報第9号 奈良県国民健康保険団体連合会介護給付費審査支払規則の一部改正について
- ・報第10号 奈良県国民健康保険団体連合会障害介護給付費等審査支払規則の一部改正について
- ・報第11号 奈良県国民健康保険団体連合会処務規程の一部改正について
- ・報第12号 奈良県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業規則の一部改正について
- ・報第13号 奈良県国民健康保険団体連合会の役員及び職員の給料、報酬、費用弁償、旅費、その他の給与規程の一部改正について

- ・報第 14 号 奈良県国民健康保険団体連合会事務局規則の一部改正について

<議決事項>

- ・議案第 15 号 令和 7 年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 16 号 令和 7 年度奈良県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 17 号 令和 7 年度奈良県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 18 号 令和 7 年度奈良県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 19 号 令和 7 年度奈良県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 20 号 令和 7 年度奈良県国民健康保険団体連合会役職員退職手当特別会計歳入歳出補正予算について
- ・議案第 21 号 奈良県国民健康保険団体連合会規約の一部改正について

<報告事項>

- ・報第 15 号 奈良県国民健康保険団体連合会財務規則の一部改正について
- ・報第 16 号 奈良県国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計経理規則の制定について
- ・報第 17 号 奈良県国民健康保険団体連合会予防接種委託料支払規則の制定について
- ・報第 18 号 奈良県国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産管理運用規程の一部改正について
- ・報第 19 号 奈良県国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産管理運用規程の一部改正について
- ・報第 20 号 奈良県国民健康保険団体連合会 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規程の一部改正について

<議決事項>

- ・議案第 22 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会事業計画について

- ・議案第 23 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について
- ・議案第 24 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 25 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 26 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 27 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 28 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 29 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
- ・議案第 30 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会予防接種法関係業務等特別会計歳入歳出予算について（令和 8 年 6 月 1 日から）
- ・議案第 31 号 令和 8 年度奈良県国民健康保険団体連合会役職員退職手当特別会計歳入歳出予算について

②審議状況

報第 7 号から報第 14 号について藤田事務局次長から報告があり、その後、特に質疑は無かった。

議案第 15 号から議案第 20 号について藤田事務局次長から説明があり、その後、特に質疑なく原案通り可決された。

議案第 21 号および報第 15 号から報第 20 号について藤田事務局次長から説明があり、その後、特に質疑なく原案通り可決された。

議案第 22 号から議案第 31 号について小垣事務局長、藤田事務局次長から説明があり、その後、特に質疑なく原案通り可決された。

その後特に質疑や意見はなく総会は閉会した。

4. 出席会員（敬称略）

保険者名	職名	氏名	保険者名	職名	氏名
奈良市	書面出席		高取町	書面出席	
大和高田市	保険医療課長	佐藤 一道	明日香村	書面出席	
大和郡山市	保険年金課長	下西 昭光	上牧町	住民生活部 理事	山本 敏光
天理市	保険医療課長	中根 由香	王寺町	町長	平井 康之
橿原市	保険年金課長	上田 宗紀	広陵町	保険年金課長	福田 順子
桜井市	市長	松井 正剛	河合町	町長	森川 喜之
五條市	保険年金課長補佐	中辻 須寿子	吉野町	町長	中井 章太
御所市	保険課長	森田 章子	大淀町	人権住民保険課長	南口 亮
生駒市	国保医療課長	児玉 さつき	下市町	書面出席	
香芝市	国保医療課長	加藤 多恵子	黒滝村	副村長	亀井 隆平
葛城市	市長	阿古 和彦	天川村	住民課長	森田 秀行
宇陀市	市長	金剛 一智	野迫川村	副村長	中迫 喜昭
山添村	村長	野村 栄作	十津川村	住民課長	杉本 正秀
平群町	町長	西脇 洋貴	下北山村	村長	南 正文
三郷町	書面出席		上北山村	村長	山室 潔
斑鳩町	欠席		川上村	住民課長	伊藤 康裕
安堵町	住民課長	吉田 彰宏	東吉野村	税務保険課長	小林 克典
川西町	書面出席		歯科医師国保組合	理事長	霜田 吉見
三宅町	保険医療課長	長谷川 淳	医師国保組合	事務局長	平田 和枝
田原本町	住民保健課長	濱川 奨	奈良県	福祉保険部長	春木 智博
曾爾村	村長	細谷 忠弘			
御杖村	村長	伊藤 収宜			

5. 議長の氏名

理事長 松井 正剛（桜井市長）

この議事録が正確であることを証するため、署名捺印する。

議 長

以上